

第 37 回本別町農業委員会総会議事録

開催日時	令和 2 年 6 月 25 日 (木曜日)								
開催場所	本別町役場 3階会議室								
開会及び 閉会日時	開会	令和 2 年 6 月 25 日 午後 3 時 58 分							
	閉会	令和 2 年 6 月 25 日 午後 4 時 34 分							
出席委員 (15名)	議席	委員名	出	欠	議席	委員名	出	欠	
	1番	佐々木 幸一	○		9番	小坂 好弘	○		
	2番	斎 等	○		10番	久常 直樹	○		
	3番	河野 一紀	○		11番	齊藤 一成	○		
	4番	牧田 安史	○		12番	中野 康夫	○		
	5番	石山 ひろのり	○		13番	細田 昇	○		
	6番	山西 輝美	○		14番	荒木 幸造	○		
	7番	荒 哲弘	○		15番	風間 進	○		
	8番	川初 光章	○						
職務のため出席 した者の職名	事務局長 倉崎 景一 主査 原 英樹 主事補 吉田 蒼汰								
議長	会 長 山西 輝美								
議事録署名委員	3番 河野 一紀 委員 4番 牧田 安史 委員								

第 3 7 回本別町農業委員会総会

議事日程

開会宣言

- 日程 1 議事録署名委員の指名 3 番 河野一紀委員 4 番 牧田安史委員
- 日程 2 報告第 1 号 現況確認願について
- 日程 3 報告第 2 号 農地転用に係る完了届について
- 日程 4 議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 日程 5 議案第 2 号 現況証明願について
- 日程 6 報告第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程 7 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
- 日程 8 議案第 5 号 本別町農地利用適正化あっせん基準の見直しについて
- 日程 9 報告第 3 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について
- 日程 1 0 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 1 項に基づく農用地買入協議要請について

閉会宣言

第37回 本別町農業委員会総会

(議事録)

開会宣言	(午後3時58分)
山西議長	みなさんこんにちは。本日、農業委員会総会の開催にあたり、委員の皆様におかれましては何かとお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。 それでは、ただ今から、第37回本別町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は15名です。 よって定数に達しておりますので、本総会は成立しております。
日程1	議事録署名委員の指名
山西議長	議事録署名委員を指名いたします。 議事録署名委員は、会議規則第14条により、3番河野一紀委員、2番牧田安史委員を指名しますのでよろしく願いいたします。
日程2	報告第1号 現況確認願について
山西議長	報告第1号「現況確認願について」を議題とします。 事務局より報告の内容の説明を求めます。
吉田主事補	報告第1号、現況確認願について。次のとおり、現況確認申請があったので確認の上報告する。令和2年6月25日、本別町農業委員会会長。 番号1番、所在・地番、●●●828番、地目、登記、畑、現況、公衆用道路、面積1,717㎡、外2筆、計3,750㎡、判定地目、畑、利用状況、畑、所有者、内務省。以上です。
山西議長	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。
河野委員	報告第1号1番について報告いたします。令和2年6月4日に、私、河野と石山委員、荒木委員の3名で調査をしてまいりました。

	<p>本申請地は登記簿上は畑になっていますが。現況も以前から畑であると判定してまいりましたので報告いたします。</p>
山西議長	<p>ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p>
川初委員	はい
山西議長	川初委員
川初委員	内務省は今は無いのですけど、今で言えば何になりますか。
吉田主事補	はい。
山西議長	吉田主事補。
吉田主事補	依頼があったのは帯広財務事務所です。
原主査	はい。
山西議長	原主査。
原主査	今で言う、総務省と国土交通省です。
川初委員	わかりました。
山西議長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	質問がないようですので、報告第1号1番はこれで報告済みといたします。
<p>日程3</p>	<p>報告第2号 農用地転用に係る完了届について</p>
山西議長	<p>報告第2号「農用地転用に係る完了届について」を議題とします。</p> <p>1番から5番を一括して報告します。</p> <p>事務局から報告の内容の説明を求めます。</p>
吉田主事補	<p>報告第2号、農地転用に係る完了届について。次のとおり、農地法第4条の規定による農地転用事業に係る完了届があったものについて、報告する。令和2年6月25日、本別町農業委員会会長。</p> <p>番号1番、所在・地番、●●●150番1内、地目、登記、畑、現況、農業用施設、面積、285㎡、外1筆、計565㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、●●</p>

●氏、●●●、転用期間、永久転用、完了日、令和1年10月10日、転用目的、ビートストックポイント造成のためです。

番号2番、所在・地番、●●●221番1番内、地目、登記、畑、現況、農業用施設、面積、2,320㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、●●●氏、●●●、転用期間、永久転用、完了日、令和1年8月1日、転用目的、ビートストックポイント造成のためです。

番号3番、所在・地番、●●●427番1内、地目、登記、畑、現況、農業用施設、面積、770㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、●●●氏、●●●、転用期間、永久転用、完了日、令和1年7月2日、転用目的、ビートストックポイント造成のためです。

番号4番、所在・地番、●●●442番1内、地目、登記、山林、現況、農業用施設、面積、260㎡、外2筆、計2,065㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、●●●氏、●●●、転用期間、永久転用、完了日、令和1年7月3日、転用目的、ビートストックポイント造成のためです。

番号5番、所在・地番、●●●53番1内、地目、登記、畑、現況、農業用施設、面積、579㎡、外1筆、計651㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、●●●氏、●●●、転用期間、永久転用、完了日、令和1年8月2日、転用目的、ビートストックポイント造成のためです。以上です。

山西議長
河野委員

次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

報告第2号1番から5番について報告いたします。調査日、調査委員は報告1号1番と同じです。令和元年6月20日付け本農委1-1号、1-2号、1-3号、1-4及び1-6号で許可した本件について、計画どおり転用が完了したことを確認してまいりましたので報告いたします。

山西議長

ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長	質問がないようですので報告第2号1番から5番はこれで報告済みとします。
日程4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
山西議長	議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題としま
	す。
	本件は●●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31
	号の規定により●●●委員の退席を求めます。
	(●●●委員退席)
山西議長	事務局より提案の内容の説明を求めます。
吉田主事補	議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり、農
	地の賃貸借について関係者から解約の通知があったので承認の可否について
	議決を求める。令和2年6月25日、本別町農業委員会会長。
	議案にかかっているものについて解約の通知日から土地の引渡日まで、すべ
	て6ヵ月以内であることから、解約の要件を満たしていると思われま
	す。
	番号1番、所在・地番、●●●29番4内、地目、登記・現況ともに畑、面積4, 3
	99㎡、外8筆、計73, 903㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主、●●●氏、●●
	●、解約成立日、土地の引渡日はいずれも令和1年12月8日、通知のあった日
	は、令和1年12月9日です。以上です。
山西議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。
	どなたか質問ありませんか。
	(ありませんとの声)
山西議長	質問がないようですのでお諮りします。議案1号1番は提案のとおり承認するこ
	とに異議ありませんか。
	(ありませんとの声)
山西議長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第1号1番は提案のとおり承認されました。
	ここで●●●委員の復席を許可します。

	<p>(●●●委員着席)</p> <p>日程5 議案第2号 現況証明願について</p> <p>山西議長 議案第2号「現況証明願について」を議題とします。</p> <p>はじめに、1番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p> <p>吉田主事補 議案第2号、現況証明願について。次のとおり現況証明願があったので審議の上、証明書を発給するものとする。令和2年6月25日、本別町農業委員会会長。</p> <p>番号1番、所在・地番、●●●480番7、地目、登記、畑、現況、山林、面積802㎡、外28筆、計101,589㎡、判定地目、原野、宅地、利用状況、原野、宅地、所有者、●●●氏、●●●。以上です。</p> <p>山西議長 次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>河野委員 議案第2号1番について報告いたします。調査日、調査委員は報告第1号1番と同じです。本申請地は、登記簿上は畑と牧場になっていますが、現況は534番6、534番7及び536番8は相当以前から宅地、その他は相当以前から原野であると見られることから現況証明の発行は止むを得ないものと見てまいりましたので報告いたします。</p> <p>山西議長 ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p> <p>山西議長 質問がないようですのでお諮りします。議案第2号1番は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p> <p>山西議長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号1番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。</p>
--	---

<p>吉田主事補</p>	<p>次に、2番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p> <p>番号2番、所在・地番、●●●282番11、地目、登記、畑、現況、公衆用道路、面積787㎡、判定地目、公衆用道路、利用状況、農地以外、所有者、●●●氏、●●●。以上です。</p>
<p>山西議長 河野委員</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第2号2番について報告いたします。調査日、調査委員は報告第1号1番と同じです。</p> <p>本申請地は、登記簿上は畑になっていますが、現況は相当以前から公衆用道路であるとみられることから、現況証明の発行は止むを得ないものと見てまいりましたので報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号2番は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号2番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。</p>
<p>日程 6</p>	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
<p>山西議長</p>	<p>議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>はじめに、1番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p>
<p>吉田主事補</p>	<p>議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について、下記の通り提出があったので許可の可否について</p>

山西議長 河野委員	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。 議案第3号2番について報告いたします。調査日、調査委員については、報告第1号1番と同じです。
	本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。
山西議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんとの声)
山西議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第3号2番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。 (ありませんとの声)
山西議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第3号2番は提案のとおり許可することに決定されました。
日程7	議案4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
山西議長	議案4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を議題とします。 事務局より提案の内容の説明を求めます。
原主査	議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について。次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について決議を求める。令和2年6月25日、本別町農業委員会会長。 番号1番、賃貸借、所在・地番、●●●204番1内、地目、登記・現況ともに畑、面積14,139㎡、貸主、●●●氏、●●●、借主、●●●氏、●●●、利用権の種類・法律関係はともに賃貸借、始期、令和2年6月26日、終期、令和7年6月25日、期間5年、金額、10a当り7,200円。以上です。
山西議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

	<p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第3号1番から3番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号1番は提案のとおり決定されました。</p>
日程8	議案第5号 「本別町農地移動適正化あっせん基準」の見直しについて
山西議長	<p>議案第5号「本別町農地移動適正化あっせん基準」の見直しについてを議題とします。</p> <p>事務局から提案の内容の説明を求めます。</p>
原主査	<p>「本別町農地移動適正化あっせん基準」の見直しについて、農業委員会等に関する法律(昭和26年3月31日付け法律第88号)第6条第2項の規定に基づき、農業振興地域内の農用地等の権利の移転等について、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い本別町のあっせん基準の変更が必要となったので、別紙のとおり「本別町農地移動適正化あっせん基準(案)」のとおり、変更することについて審議されたい。令和2年6月25日、本別町農業委員会会長。</p> <p>見直しの理由ですが、令和2年5月19日付で北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領が一部改正されましたので、要領との整合性を図るため、基準の一部見直しをするものです。</p> <p>これは、令和2年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地利用集積円活化事業の農地中間管理事業への統合、経営体育成支援事業の強い農業づくり・担い手づくり総合支援交付金への統合によるものです。</p> <p>見直しの内容の1点目は、「農用地等の権利を取得させるべき者の要件」から農地利用集積円滑体を削除、2点目は、「あっせん順位」から経営体育成支援事業を削除するものです。</p> <p>施行期日は、道知事の認定日となります。以上、提案理由の説明とさせていた</p>

	<p>だきます。</p>
山西議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。 どなたか質問ありませんか。</p>
川初委員	<p>はい。</p>
山西議長	<p>川初委員。</p>
川初委員	<p>もう一度確認させてください。変わった部分を教えてください。</p>
原主査	<p>はい。</p>
山西議長	<p>原主査。</p>
原主査	<p>第3の農用地等の権利を取得すべき者の要件にあった、農業経営基盤強化促進法第11条の14に規定する農用地利用集積円滑化団体が削除されたのと、あっせん順位の第5の2項にあった経営体育成支援計画が削除されました。</p>
川初委員	<p>はい。</p>
山西議長	<p>川初委員。</p>
川初委員	<p>このことによって、うちでこれまでやってきた利用調整の優先順位とかに影響はあるのですか。</p>
倉崎局長	<p>はい。</p>
山西議長	<p>倉崎局長。</p>
倉崎局長	<p>本町の利用調整の基準は独自に定めていまして、それでいきますと道のあっせん基準は優先の同順位者が複数いた場合にはじめて適用することになっており、今回の変更ではこれまでのやり方に影響は及びません。ただ、この見直しの機会に合わせて、うちも何か見直しをしようということになれば影響することもあります。</p>
川初委員	<p>わかりました。</p>
山西議長	<p>ほかに質疑ありませんか。 (ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第5号は提案のとおり決定すること</p>

<p>山西議長</p>	<p>に異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第5号は提案のとおり決定されました。</p> <p>ここで追加議案を提出いたします。</p> <p>追加議案を配付しますので暫時休憩します。</p> <p>(議案書配付)</p>
<p>山西議長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p>
<p>日程9</p>	<p>報告第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について</p>
<p>山西議長</p>	<p>報告第3号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について」を議題とします。</p> <p>本件は●●●委員に関する案件なので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により●●●委員の退席を求めます。</p> <p>(●●●委員退席)</p>
<p>山西議長</p>	<p>事務局より報告の内容の説明を求めます。</p>
<p>原主査</p>	<p>報告第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について、農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用調整委員会による調整を行ったので下記のとおり報告する。令和2年6月25日、本別町農業委員会会長。</p> <p>番号1番、出し手住所・氏名、●●●氏 ●●●、A団地、土地の所在、●●●●29番4、地目、登記・現況、ともに畑、面積27,872㎡、外6筆、計73,916㎡、評価価格19,411,000円、なお、土地評価表、特記事項は記載のとおりです。以上です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>つぎに、調整委員長から調整結果について報告願います。</p>
<p>風間委員</p>	<p>報告3号1番について報告します。</p> <p>現地調査は令和1年11月22日、調整委員会は同年12月9日に実施し、当日の調整委員は私、風間と牧田委員、小坂委員、地区の斎委員にアドバイスをお</p>

	<p>願いして行いました。</p> <p>●●●氏が売買を希望している農地について調整を行った結果、A団地は当該地区標準モデル価格284,000円、土地評価点93点、10a当り262,600円で、●●●氏と調整を行ったところ、受け手の合意が得られず、不成立となりましたので、町長に農業公社への買入要請をします。</p>
山西議長	<p>ただ今、事務局並びに調整委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですので、報告第3号1番はこれで報告済みといたします。</p>
日程10	<p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく農用地買入協議要請について</p>
山西議長	<p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく農用地買入協議要請について」を議題とします。</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p>
原主査	<p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく農用地買入協議要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき申し出のあった下記農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、本別町に対し要請をすることについて審議されたい。</p> <p>令和2年6月25日、本別町農業委員会会長。</p> <p>番号1番、所有権の移転申出者住所・氏名、●●●●●●●●36番地4、●●●●氏、所有権の移転申出年月日、令和1年10月25日、申出に係る農用地、土地の所在、本別町●●●●29番地4、地目、登記・現況、ともに畑、面積27,872㎡、外6筆、計73,916㎡。以上です。</p>
山西議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>

山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第6号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第6号1番は提案のとおり要請することに決定されました。</p> <p>ここで●●●委員の復席を許可します。</p> <p>(●●●委員着席)</p>
山西議長	<p>以上で、本日の総会に提案された案件は全て終了しました。これで会議を閉じます。大変ご苦労さまでした。</p> <p>午後4時34分終了する。</p>

以上、会議のてん末を録し議事録とする。

以上のとおり相違ないことを認め署名する。

令和 2 年 6 月 25 日

議 長 山 西 輝 美 ⑩

署名委員 河 野 一 紀 ⑩

署名委員 牧 田 安 史 ⑩